

第5回集団指導事前「令和6年度介護保険制度改定・基準省令関係」Q&A（令和6年3月25日付け）

No.	改正番号	該当質問項目	質問内容	回答	参考事項
1	1（1）②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	福祉用具貸与と総合事業の通所型サービスを利用していた。月途中で、福祉用具貸与を中止し、総合事業のみになった。月途中からケアマネジメントAになるが、給付管理は介護予防ケアマネジメントでよろしいか。	貴見のとおり。	
2	1（1）②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者として指定を受け、訪問看護を利用している利用者について、3者契約をした場合、地域包括支援センターは契約書のみの書類管理でよろしいか。	介護予防支援を介護予防支援事業者が直接実施することになるため、契約後のサービスが介護予防支援である場合はそのようになります。	
3	1（1）②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	市が居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者として指定していても、居宅介護支援事業者と地域包括支援センターの契約（委託・受託契約）は交わすという考えでよろしいか。	今回の制度改正により、居宅介護支援事業者が市から指定を受け介護予防支援を直接実施できるようになりますが、地域包括支援センターからの委託による実施がなくなるものではありません。地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に委託を行うのであれば、今まで通りの手続きが必要となります。	
4	1（1）②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	居宅介護支援事業者が市から指定を受け、介護予防支援事業者としてサービスを提供した場合、472単位を国保連に請求する。月途中に介護予防ケアマネジメントになった場合は、包括が請求するので、442単位を国保連に請求するというでよろしいか。	貴見のとおり。	1（1）②「居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い」は基準省令と報酬告示が混在した改定項目です。 今回の回答は基準省令の視点で「貴見のとおり」としますが、報酬告示に係る留意事項やQ & A等で別の取り扱いが示された場合は、それに準じます。
5	1（1）②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	令和6年4月1日以降の利用者との契約について、契約書は3つのパターンがあると考えている。 ①新規で介護予防支援の利用をする場合、介護予防支援事業者として指定を受けている居宅介護支援事業者が契約 ②介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用が考えられる場合は、地域包括支援センターを含めた3者契約 ③介護予防ケアマネジメントのみを利用する場合、及び、地域包括支援センターにおいて介護予防支援を実施する場合は、地域包括支援センターが契約 また、現に契約をしている利用者が介護予防支援事業者として指定を受けている居宅介護支援事業者と契約をする場合であって、3社契約をする場合は、現在の契約を解除することが必要か。	現在の契約がどのようなものになっているかにもよると思われませんが、おそらく現在の契約は、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントどちらも地域包括支援センターが行う契約になっているのではないのでしょうか。 そのため、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者と契約をするにあたっては、地域包括支援センターとの契約は一度解除することを想定しております。 なお、契約につきましては、個別のケースは回答しかねます。民法に則り、適切な運用を各事業所においてご検討ください。	
6	1（3）⑭	協力医療機関との連携体制の構築	特定施設入居者生活介護において夜間看護体制加算（1）の算定案件で、看護師の夜勤の回数に決まりはあるか。	－	1（3）⑭として質問がありましたが、質問内容は改正項目1（3）⑭「特定施設入居者生活介護における夜間看護体制の強化」に相当する質問で、報酬告示に関することです。 報酬告示に関する質問は、令和6年3月11日（若しくは3月18日）に周知をしたスケジュールに沿って回答します。 なお、スケジュールは令和5年度「第5回集団指導（その2）」において更新し掲載します。
7	1（3）⑭	協力医療機関との連携体制の構築	協力医療機関との連携体制の構築について、協力医療機関が5病院ある場合は、全ての病院で、年1回以上の確認が必要か。また、病院名や内容を自治体に提出する書式はあるか。	協力医療機関との連携体制の、年1回の確認については貴見のとおりと考えます。 病名・内容の自治体への提出は不要です。	
8	1（3）⑭	協力医療機関との連携体制の構築	協力医療機関以外でも希望があれば在宅からの医師が主治医となり医療連携加算を算定していたが、改正後は協力医療機関以外からの算定はできないのか。	－	1（3）⑭として質問がありましたが、質問内容は改正項目1（3）⑭「協力医療機関との敵機的な会議の実施」に相当する質問で、報酬告示に関することです。 報酬告示に関する質問ですので、令和6年3月11日（若しくは3月18日）に周知をしたスケジュールに沿って回答します。 なお、スケジュールは令和5年度「第5回集団指導（その2）」において更新し掲載します。
9	1（3）⑭	協力医療機関との連携体制の構築	協力医療機関を定めるにあたっての要件「利用者の病状の急変が生じた場合などにおいて、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること」について、次の通りで良いか。 （1）相談対応を行う看護職員とは、当該施設の看護職員も含むか。 （2）「常時確保する体制」とは、夜間オンコール体制も含むという理解で良いか。 （3）対応を行う看護職員の資格は、准看護師も含むか。	（1）当該要件の大前提が「協力医療機関を定めるにあたっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。」です。この大前提内の要件の一つである「相談対応を行う看護師」ですので、当該看護師は協力医療機関の看護師のことであると考えるのが適当です。 （2）協力医療機関との夜間対応は、オンコール体制も適当と考えます。 （3）協力医療機関の看護職員は、准看護師も認められると考えます。 なお、本要件の大前提は上述のとおり『努めることとする』とあることから、努力義務であることを申し添えます。	

第5回集団指導事前「令和6年度介護保険制度改定・基準省令関係」Q&A（令和6年3月25日付け）

No.	改正番号	該当質問項目	質問内容	回答	参考事項
10	1（3）⑩	協力医療機関との連携体制の構築	協力医療機関を定めるにあたっての要件「診療の求めがあった場合には、診療を行う体制を常時確保しておくこと」とあるが、休診日などにより協力医療機関の医師が不在の場合は、他の医療機関の救急外来受診などにより対応することも『診療を行う体制を常時確保する』ことになるか。	協力医療機関以外での救急外来受診は、あくまでも他の医療機関での対応であり、協力医療機関の対応ではないと解されます。 なお、本要件の大前提は「協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。」であり、努力義務であることを申し添えます。	
11	1（3）⑩	協力医療機関との連携体制の構築	協力医療機関との関係について「1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。」とあるが自治体に提出する様式の掲載はあるか。	厚生労働省のホームページ「令和6年度介護報酬改定について」内に『基準省令に関する通知（解釈通知等）』があり、そこに「（別紙1）協力医療機関に関する届出書」が掲載されています。しかし、この具体的な事務手順は示されておりません。今後、厚生労働省から発出される文書により、具体的な手続きが示されるものと推測します。	
12	1（3）⑩	協力医療機関との連携体制の構築	特定施設入居者生活介護における算定要件で「協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること」とあるが、具体的にどの程度を「定期的な開催」とみなされるのか。	ー	1（3）⑩として質問がありましたが、質問内容は改正項目1（3）⑳「協力医療機関との敵機的な会議の実施」に相当するもので、報酬告示に関する質問です。 報酬告示に関する質問は、令和6年3月11日（若しくは3月18日）に周知をしたスケジュールに沿って回答します。 なお、スケジュールは令和5年度「第5回集団指導（その2）」において更新し掲載します。
13	その他	その他	直接介護にあたらない介護助手も認知症基礎研修の受講は必用か。	「直接介護にあたらない」職員が基準省令上の職員であるかが分かりかねますが、全てのサービスの基準省令に基づく「人員基準」で勤務形態一覧表に記載される職員は、医療・介護関係の資格を有していない場合は、認知症基礎研修の受講が必要です。	令和3年4月改正項目
14	その他	その他	業務継続計画の市への提出は必用か。	必要ありません。 なお、業務継続計画は作成することが目的ではなく、「作成」「研修・訓練」「見直し」「次の計画作成」を繰り返すことが基準上の解釈であることを申し添えます。	
15	その他	その他	認知症基礎研修の研修受講済みの市への報告は必用か。	必要ありません。 ただし、法人や事業所は「いつ」「だれが」「どこで」認知症基礎研修を受講されるのか調整する必要があります。また、研修修了証等、研修実績が分かるものを保管しておくことも必要です。	

（注意）

1. 厚生労働省からのQ & Aが発出され、回答内容が異なる場合は、回答を修正する場合があります。
2. 基準省令に関し質問を受け付けましたが、報酬告示に関する質問がありました。これらについては、第5回集団指導「報酬告示関係編」の質問の取りまとめの後、併せて回答します。